

新潟市未満児保育事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、未満児（入所した年度の初日の前日において、2歳に達していない児童で、その児童が当該年度の途中で2歳に達した場合においてもその年度に限り2歳未満児とみなすものとする。以下同じ。）の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう、設備、職員配置等適切な条件の下で未満児の保育を実施し、もって保育に欠ける未満児の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）が実施する未満児保育事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の内容

民間保育所等未満児保育事業

第3 実施保育所の要件

未満児保育事業を実施する保育所等は、保育を実施する未満児の多い地域にある保育所等であって、次に掲げる要件を備え、市長が承認したものとする。

1 入所未満児数

原則として、未満児が3人以上入所していること。

2 設備

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第7

7号。以下「条例」という。), 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第58号), 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第62号)に定める設備に関する基準のほか, 次の設備を有していること。

ア 乳児室及びほふく室(合計面積が, 乳児1人につき5平方メートル以上であること。)

イ 保健室(条例に定める医務室のほか, 乳児の静養又は隔離の機能をもつものであること。)

ただし, 保健室は条例に定める医務室が乳児の静養室の機能をも有する場合は別個に設ける必要はない。

ウ 調乳室

ただし, 専用の調乳室が設けられない場合は, 調理室の一部を調乳部所として区画すること。

エ もく浴室又はもく浴設備

3 職員

未満児については, おおむね3人につき保育士1人を配置し, 2歳以上児については, 条例第46条第2項に定める配置基準による保育士を配置すること。乳児が3人以上入所している場合, 保育士のうち1人は乳児保育の経験を有していること。

なお, 「乳児保育の経験」とは, 保育所等における保育士として通算3年以上従事し, かつ, 当該期間中に1年以上乳児の集団保育に従事することをいう。

ただし, この要件を満たす者が得られない場合は, 保育所等における保育士として通算3年以上従事し, かつ, 公的機関が行う乳児保育に関する適切な研修会を受講する者をもってこれに代えることができる。

また, 乳児が6人以上9人未満入所する保育所等にあつては, 保育士のほか保健師(又は看護師)を配置するよう努め, 乳児が9人以上入所する場合には, 保健師(又は看

護師)を配置すること。(これにより配置した保健師又は看護師をもって、本号で必要とする保育士に代えることができる。)

第4 実施手続

事業を実施する保育所等の設置者は、別に定める日までに市長に協議しなければならない。

第5 事業実施の承認

市長は、第4の規定により協議を受けた時は、その内容を審査し、相当と認められた場合、当該保育所等を民間未満児指定保育所等として承認するものとする。

第6 費用

市長は、民間未満児指定保育所等の実施する民間保育所等未満児保育事業に対して、別に定めるところにより当該事業に係る費用を支払うものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。